

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	市民局市民部住民情報担当 (6 2 0 8 - 7 3 3 8)
処分担当名	区役所住民情報担当
処分の名称	証明手数料免除申請
概 要	印鑑証明制度は、経済取引などにおいて極めて重要な役割をしており、この制度の公正な運用を図るため、必要な事項を印鑑条例において定めたものです。 印鑑登録証明書は、手数料条例に基づき手数料を徴収するものですが生業資金貸付、母子福祉貸付金、寡婦福祉資金、生活福祉資金等の貸付を受ける場合、又は公費の扶助を受ける者が申請した場合に、本人の印鑑証明書にかかる手数料を免除します。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑条例(昭和49年12月21日 条例第82号) 第16条第2項 (http://www2.city.osaka.jp/reiki/Li05_Hon_Dsp.exe?PAGE=1&UTDIR=D:¥EFServ2¥ss00003FD4¥H00000001&SY SID=150&FNM=v8000193042001011.html) ・ 印鑑条例施行規則(昭和49年12月21日 規則第131号) 第13条 (http://www2.city.osaka.jp/reiki/Li05_Hon_Dsp.exe?PAGE=1&UTDIR=D:¥EFServ2¥ss00003FD4¥H00000003&SY SID=151&FNM=v8000194042001011.html) ・ 手数料条例(昭和40年04月02日 条例第35号) (http://www2.city.osaka.jp/reiki/Li05_Hon_Dsp.exe?PAGE=1&UTDIR=D:¥EFServ2¥ss00004008¥H00000001&SY SID=312&FNM=v8000376042001011.html) ・ 手数料条例施行規則(昭和40年04月02日 規則第38号) (http://www2.city.osaka.jp/reiki/Li05_Hon_Dsp.exe?PAGE=1&UTDIR=D:¥EFServ2¥ss00004008¥H00000002&SY SID=313&FNM=v8000377042001011.html) ・ 生業資金貸付規則(昭和60年04月01日規則第29号) 第9条 (http://www2.city.osaka.jp/reiki/Li05_Hon_Dsp.exe?PAGE=1&UTDIR=D:¥EFServ2¥ss00004008¥H00000003&SY SID=376&FNM=v8000448042001011.html) ・ 大阪市母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和40年08月11日規則第87号) 第5条1項 (http://www2.city.osaka.jp/reiki/Li05_Hon_Dsp.exe?PAGE=1&UTDIR=D:¥EFServ2¥ss00004008¥H00000004&SY SID=426&FNM=v8000508042001011.html)
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の使用目的に応じた決定通知書等書類の提示が行われていること <ul style="list-style-type: none"> ・ 生業資金貸付規則第9条に基づき借用証明書に貼付する印鑑証明書 ・ 大阪市母子及び寡婦福祉法施行細則第5条第1項に基づき借用書に貼付する印鑑証明書 ・ 生活福祉資金借用書に貼付する印鑑登録証明書 ・ 現に生活保護法の保護を受けていること
標準処理期間	即日
経由日数	0
提出先	区役所住民情報担当
提出時期	任意
提出方法	次の書類を住民登録がある区役所住民情報担当へ提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑登録証明書申請書 ・ 印鑑登録証 ・ 次の事実が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生業資金貸付規則第9条に基づき借用証明書に貼付する印鑑証明書 ・ 大阪市母子及び寡婦福祉法施行規則第5条第1項に基づき借用書に貼付する印鑑証明書 ・ 生活福祉資金借用書に貼付する印鑑登録証明書 ・ 現に生活保護法の保護を受けていること
手数料	無料
相談窓口	区役所住民情報担当
ホームページ	http://www.city.osaka.jp/shimin/kurashi/02/kurashi3/index.html
備 考	